

(仮称)えりも岬風力発電所
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和元年12月

日本風力開発株式会社

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催.....	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数.....	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握.....	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第2章 環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解	2

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1か月間縦覧に供するとともに、インターネット利用により公表した。

(1) 公告の日

令和元年10月17日（木）

(2) 公告の方法

①日刊新聞紙による公告（別紙1-1参照）

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

・平成令和元年10月17日（木）付 北海道新聞（札幌本社版）

※令和元年10月31日（木）に開催する説明会についての公告を含む。

②インターネットによるお知らせ

下記のウェブサイトに「お知らせ」を掲載した。

・日本風力開発株式会社 ウェブサイト（別紙2-1参照）

<http://www.jwd.co.jp/erimomisaki>

また、以下のウェブサイトに情報が掲載された。

・北海道のウェブサイト（別紙2-2参照）

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/assesshp/project_hou52_erimo_misaki_huuryoku.htm

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計 2箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

①関係自治体庁舎での縦覧

- ・北海道日高振興局保健環境部環境生活課
(住所：北海道浦河郡浦河町栄丘東通 56)
- ・えりも町役場企画課
(住所：北海道幌泉郡えりも町字本町 206 番地)

②インターネットの利用による縦覧

- ・日本風力開発株式会社 ウェブサイト
<http://www.jwd.co.jp/erimomisaki>

(4) 縦覧期間

- ・縦覧期間：令和元年 10 月 17 日（木）から 11 月 18 日（月）まで
(土・日曜日、祝日を除く。)
- ・縦覧時間：各庁舎の開庁時間内

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

- 縦覧者数（意見書箱への投函及び意見書の郵送）は 5 名であった。
- | | |
|-------------------------|-------|
| (内訳) 北海道日高振興局保健環境部環境生活課 | : 0 名 |
| えりも町役場企画課 | : 1 名 |
| 意見書の郵送 | : 4 名 |

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

また、上記の補足として、えりも町広報誌への折り込みチラシにより、縦覧及び住民説明会についての連絡を行った。(別紙1-1～1-2参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

開催日 : 令和元年10月31日(木)

開催場所 : えりも町福祉センター

(北海道幌泉郡えりも町字本町357番地)

1. 開催時間 : 13:30～

来場者数 : 9名

2. 開催時間 : 18:00～

来場者数 : 6名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和元年10月17日（木）から12月2日（月）まで
(郵送の受付は当日消印まで有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境の保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ①縦覧場所に設置した意見書箱への投函（別紙3参照）
- ②事業者への書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

5名の方から合計で61件の意見が提出された。

第2章 環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条及び第9条に基づく、方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

第2-1表 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解

(意見書1)

No.	意見	事業者の見解
1	1. 方法書の段階でコウモリ類についてのヒアリングを行ったことは評価される。	引き続き、専門家へのヒアリングを行って参ります。
2	2. コウモリ類の捕獲調査を実施しない理由を述べよ。	専門家からのご意見を踏まえ、コウモリ相の把握するための捕獲調査より、バットディテクターによる踏査調査を重点化することといたしました。本事業地は牧草地が主となる環境であることから、利用状況（頻度）を確認することといたしました。
3	3. 今後も、コウモリ類の専門家の指導を仰ぎ、コウモリ類調査について十分な経験と知識を持った者による適切な調査、予測評価、保全措置を行うこと。	今後も引き続き、専門家への指導を仰ぎ、適切に実施いたします。

(意見書2)

No.	意見	事業者の見解
4	<p>■1. コウモリ類について</p> <p>コウモリは夜間にたくさんの昆虫を捕食するので、生態系の中で重要な役割を持つ動物である。また害虫を食べるので、人間にとって、非常に役立つ益獣である。しかし風力発電施設では、バットストライクが多数生じている。NEDO の報告 (*) によれば、実態把握サイト（風力発電施設 10 サイト）におけるコウモリ類の推定死亡数は年間 502.8 個体であり、これは鳥類の年間推定死亡数（257.6 羽）のおよそ 2 倍になる。</p> <p>コウモリ類の出産は年 1~2 頭程度と、繁殖力が極めて低いため、死亡率のわずかな増加が、地域個体群へ重大な影製を与えるのは明らかである。国内では今後さらに風車が建設される予定であり、コウモリ類について累積的な影響が強く懸念される。益獣が減れば住民に不利益が生じる。これ以上風車で益獣のコウモリを殺さないでほしい。</p> <p>* 平成 28 年度～平成 29 年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握 I 報告書）P213. NEDO, 2018.</p>	国内においても風力発電機によるバットストライクが起こっていることを認識し、また、コウモリ類の利用頻度の把握と、それを踏まえた保全措置の検討は重要であると考えております。今後、専門家等の助言を踏まえながら、実行可能な範囲で影響の低減を図りたいと考えております。
5	<p>■2. コウモリ類の保全措置として「稼動制限」を実施して欲しい</p> <p>国内では、すでに多くの風力発電事業者が、コウモリ類の保全措置としてフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）やカットイン風速（発電を開始する風速）を上げるなどの稼</p>	専門家等の意見も踏まえながらコウモリ類の予測及び評価を実施し、実行可能な範囲において保全措置の検討を図りたいと考えております。

(表は次のページに続く)

	働き限を行うことを表明した。本事業者も必ず実施して頂きたい。	
6	<p>■3. コウモリの保全措置（低減措置）は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的（表が前のもの活動範囲）にカットイン風速（発電を開始する風速）の値を上げること及び低風速時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にしほ回転を止めること）」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。よって、必ず実施して頂きたい。これについて、事業者が実施しない理由を述べよ。</p> <p>※Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010</p>	いただいたご意見についても参考にし、今後の現地調査の結果や、専門家からの助言を踏まえ、保全措置の検討を図りたいと考えております。
7	<p>■4. 環境保全措置は「コウモリを殺す前から実施してほしい」</p> <p>本事業者である「日本風力開発株式会社」及び委託先の「株式会社北海道気象技術センター」は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりがあるのだろうか？上記のコウモリの保全措置（「カットイン風速の値を上げること及び低風速時のフェザリング」）については、「事業者が実施可能かつ「最新の知見に基づいた」コウモリ類への環境保全措置である。よって「コウモリを殺す前」、すなわち「事後調査の前から」実施して頂きたい。</p>	いただいたご意見についても参考にし、国内の最新の知見等を収集しながら、今後の現地調査の結果や、専門家からの助言を踏まえ、実行可能な範囲で保全措置の検討を図りたいと考えております。
8	■5. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速以下であってもブレードは回転するのか？	現段階では、風車機種の確定に至っておりませんので、確実なご回答はできません。
9	■6. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速を任意に変更できるのか？	現段階では、風車機種の確定に至っておりませんので、確実なご回答はできません。
10	■7. 本事業で採用する予定の風力発電機は、弱風時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にしほ回転を止めること）を実行できるのか？	現段階では、風車機種の確定に至っておりませんので、確実なご回答はできません。
11	<p>■8. 「環境保全措置」の定義について</p> <p>事業者らは環境アセスメントにおける「環境保全措置」とは何か、理解しているか。「環境保全措置」の定義 及び実施基準を述べよ。</p>	<p>環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項により以下のように定義されていると認識しております。</p> <p>環境保全措置は、対象事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれのある影響について、事業者により実行可能な範囲内で、当該影響を回避し、又は低減すること及び当該影響に係る各種の環境の保全の観点からの基準又は目標の達成に努めることを目的として検討されるものとする。</p>
12	<p>■9. 環境保全措置の実施時期について</p> <p>上記について事業者は、「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので、（カットイン風速の値を上げる）保全措置は実施しない（事後調査の後まで先延ばしにする）」といった回答をするかもしれないが、すでに保全措置を行う先進的事業者もいる。環境保全措置は安全側にとるべきである。</p> <p>保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施することが重要であると思うが、これについて、事業者の見解とその理由を述べ</p>	国内においても風力発電機によるバットストライクが起こっていることを認識し、いただいたご意見についても参考にし、国内の最新の知見等を収集しながら、専門家からの助言を踏まえ、実行可能な範囲で保全措置の検討を図りたいと考えております。

	よ。	
13	<p>■10. 「事後調査」の定義について 事業者らは環境アセスメントにおける「事後調査」とは何か、理解しているか。「事後調査」の定義及び実施基準を述べよ。</p>	<p>環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項により以下のように定義されていると認識しております。 選定項目に係る予測の不確実性が大きい場合、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合、工事中又は供用後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合等においては環境への影響の重大性に応じ、代償措置を講ずる場合においては当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、当該事業による環境への影響の重大性に応じ、工事中及び供用後の環境の状態等を把握するための調査。</p>
14	<p>■11. 「事後調査」の定義について 2 念のため確認しておく。発電所アセス省令によれば、「事後調査」は「環境保全措置」ではないが、事業者らは理解しているか。</p>	<p>事後調査と環境保全措置の違いは認識しております。発電所アセス省令に従った内容で、今後の手続きも進めてまいります。</p>
15	<p>■12. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、発電所アセス省令に反する行為で「不適切」 国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「予測に不確実性が伴うこと」を根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）しない事業者が散見される。 「予測に不確実性を伴う」としても、それは「保全措置を検討しなくてよい」根拠にはならない。なぜならアセス省令によれば「影響がない」及び「影響が極めて小さい」と判断される以外は環境保全措置を検討すること、になっているからだ。</p>	<p>ご指摘いただきましたご意見も参考にし、現地調査結果や専門家からの助言等を踏まえ、実行可能な範囲で保全措置を検討してまいります。</p>
16	<p>■13. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは「不適切」 2 国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「影響の程度（死亡する数） <small>（春け前の予測できな）</small>」ことを根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）せず、事後調査に保全措置を先送りする事業者が散見される。 定性的予測であれば、国内外の風力発電施設においてバットストライクが多数発生しており、『コウモリ類への影響はない』『コウモリ類への影響は極めて小さい』とは言い切れない。アセス省令による「環境保全措置を検討する」段階にすでに入っている。 よって、本事業者らの課題は、「死亡するコウモリの数」を「いかに不確実性を伴わずに予測するか」ではなく、「いかにコウモリ類への影響を回避・低減するか」である。そのための調査を「準備書までに」実施していただきたい。</p>	<p>現地調査については専門家の助言を踏まえて実施してまいります。また、いただきましたご意見も参考にし、国内の最新の知見を収集し、実行可能な範囲で保全措置を検討してまいります。</p>
17	<p>■14. 「回避」と「低減」の言葉の定義について 1 「影響の回避」と「影響の低減」についての定義を述べよ。</p>	<p>「回避」及び「低減」については、「環境アセスメント技術ガイド 生物の多様性・自然との触れ合い」（一般社団法人 日本環境アセスメント協会、平成29年）に記載されているとおり、以下のように考えております。 回避：行為（環境影響要因となる事業における</p>

		<p>る行為)の全体又は一部を実行しないことによって影響を回避する(発生させない)こと。重大な影響が予測される環境要素から影響要因を遠ざけることによって影響を発生させないことも回避といえる。</p> <p>低減:何らかの手段で影響要因又は影響の発現を最小限に抑えること、又は、発現した影響を何らかの手段で修復する措置。</p>
18	<p>■15.「回避」と「低減」の言葉の定義について</p> <p>事業者らは今後、コウモリ類への影響に対して「ライトアップをしない」ことを掲げるかもしれないが、「ライトアップをしない」ことは影響の『回避』措置であり、『低減』措置ではない。「ライトアップしないこと」により「ある程度のバットストライクが『低減』された事例」は、これまでのところ一切報告がない。これについて、事業者の見解とその理由を述べよ。</p>	<p>ご指摘いただいたご意見も含め、今後も新たな知見を収集し、コウモリ類に対して負荷の少ない調査方法や保全措置についての工夫に努めてまいります。</p> <p>現段階では、現地調査実施前であり、保全措置についても、検討の前段階であると考えております。</p>
19	<p>■16. 回避措置(ライトアップの不使用)について</p> <p>ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。</p> <p>これについて事業者は「ライトアップをしないことにより影響はある程度低減できると思う」などと主張すると思うが、「ある程度は低減できると思う」という主張は事業者の主觀に過ぎない。</p>	<p>ご指摘いただいたご意見も含め、今後も新たな知見を収集し、コウモリ類に対して負荷の少ない調査方法や保全措置についての工夫に努めてまいります。</p>
20	<p>■17. 回避措置(ライトアップの不使用)について</p> <p>ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これは事実だ。ライトアップは昆虫類を誘引するが、だからといって「ライトアップをしないこと」により「コウモリ類の誘引を完全に『回避』できるわけではない。完全に『回避』できないのでバットストライクという事象、つまり「影響」が発生している。アセスメントでは影響が『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。よって、コウモリ類について影響の『低減』措置を追加する必要がある。</p>	<p>ご指摘いただいたご意見も含め、今後も新たな知見を収集し、コウモリ類に対して負荷の少ない調査方法や保全措置について工夫に努めてまいります。</p> <p>現段階では、現地調査実施前であり、保全措置についても、検討の前段階であると考えております。</p>
21	<p>■18. コウモリ類の保全措置(回避)について</p> <p>樹林内に建てた風車や、樹林(林縁)から200m以内に建てた風車は、バットストライクのリスクが高いことが、これまでの研究でわかっている。低空(林内)を飛翔するコウモリでさえ、樹林(林縁)から200m以内ではバットストライクのリスクが高くなる。よって、風力発電機は樹林から200m以上離すこと。</p> <p>(表は前のページの続き)</p>	<p>バットストライクに係るリスクについては、現地調査結果や専門家等からの助言を踏まえ、適切に予測いたします。その結果を踏まえ、必要に応じて実行可能な範囲で環境保全措置を検討いたします。</p>
22	<p>■19.「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない</p> <p>「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引きのP3-110~111には「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある。研究で「カットインをあげること」がバットストライクを低減する効果があることが「すでに」判明している。(Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher, 2010)</p>	<p>最新の国内の事例や専門家等からの助言も踏まえ、海外における文献資料についても内容を精査し、コウモリ類の調査手法や保全措置として有効であると思われるものについては、検討いたします。</p>
23	<p>■20. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること</p> <p>上記について事業者は、「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので、(カットイン風速の値を上げ</p>	<p>いただきましたご意見も参考にいたします。</p> <p>専門家からの助言からを踏まえ、保全措置を検</p>

	<p>る) 保全措置は実施しない（事後調査の後まで先延ばしにする」といった回答をするかもしれないが、環境保全措置は安全側にとること。 保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施することが重要である。</p>	討できる調査を実施してまいります。
24	<p>■21. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 2 そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。仮に「適切な保全措置を実施しないでコウモリを殺してよい」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べるように。</p>	<p>現段階では、現地調査実施前であり、保全措置についても、検討の前段階であると考えております。 いただきましたご意見も参考にいたします。また、専門家からの助言からを踏まえ、保全措置を検討できる調査を実施してまいります。</p>
25	<p>■22. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 3 今後、事業者は「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。 この「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」という主張には、「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先のばしにしてもよい」という前提が隠れている。しかし発電所アセス省令に「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先延ばしにしてもよい」という記載はない。これについて、事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べよ。</p>	<p>現段階では、現地調査実施前であり、保全措置についても、検討の前段階であると考えております。 いただきましたご意見も参考にいたします。また、専門家からの助言からを踏まえ、保全措置を検討できる調査を実施してまいります。</p>
26	<p>■23. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 4 今後、事業者は「国内においてコウモリ類の衝突実態は不明な点も多く、保全措置についても検討され始めた段階だ。よって事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。 国内では 2010 年からバットストライクが確認されており（環境省自然環境局野生生物課、2010、風力発電施設バードストライク防止策実証業務報告書）、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き（環境省、2011）」にもコウモリ類の保全措置が記載されている。「コウモリの保全措置が検討され始めた」のは最近の出来事ではない。また、仮に「国内で保全措置が検討され始めた」からといって、それが「国内の風発事業者が適切な保全措置を先のばしにしてよい」という根拠にはならないことを先に指摘しておく。事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べよ。</p>	<p>現段階では、現地調査実施前であり、保全措置についても、検討の前段階であると考えております。 いただきましたご意見も参考にいたします。また、専門家からの助言からを踏まえ、保全措置を検討できる調査を実施してまいります。</p>
27	<p>■24. コウモリ類の保全措置について 事業者は目先の利益を優先し、自分たちの子孫につなぐべき生物多様性をとりあげてはいけない。『事後調査でコウモリの死骸を確認したら保全措置を検討する』などという悪質な事業者がいたが、コウモリの繁殖力は極めて低いので、一時的な殺戮が地域個体群へ与える影響は大きい。 コウモリの活動期間中に『カットイン風速を少しあげれば』、バットストライクの発生を低減できることはこれまでの研究でわかっている。『ライトアップをしないこと』はバットストライクを『低減する効果』は確認されていない。さらに『事後調査』は『環境保全措置』ではない。 『影響があることを予測』しながら『適切な保全措置』をとらないのは、「発電所アセス省令」に違反する。</p>	<p>ご指摘いただいたご意見も含め、今後も新たな知見を収集し、コウモリ類に対しても負荷の少ない調査方法や実行可能な範囲で保全措置について検討してまいります。</p>

28	<p>■25. コウモリの音声解析について</p> <p>コウモリの周波数解析（ソナグラム）による種の同定は、国内ではできる種とできない種がある。図鑑などの文献にあるソナグラムはあくまで参考例であり、実際は地理的変異や個体差、ドップラー効果など声の変化する要因が多数あるため、専門家でも音声による種の同定は慎重に行う。仮に種の同定を誤れば、当然ながら誤った予測評価につながるだろう。よって、無理に種名を確定しないで、グループ（ソナグラムの型）に分けて利用頻度や活動時間を調査するべきである。</p>	<p>無理に種名を確定しないで、周波数帯にグループ化し、利用頻度や活動時間を解析する予定としております。</p>
29	<p>■26. コウモリの捕獲調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コウモリ類について配慮のかけた不適切な捕獲を行う業者がいる。よってコウモリの捕獲及び許可申請の際には必ず「コウモリ類の専門家」の指導をうける（受けさせる）べきだ。 ・(表序欄第7ページ)コウモリ類の出産哺育期にあたるため、捕獲調査を避けるべきではないのか。 ・ハープトラップは高空を飛翔するコウモリを捕獲できないので、カスミ網も併用するべきではないか。 ・捕獲したコウモリは、麻酔をせずに、種名、性別、年齢、体重、前腕長等を記録し、すみやかに放棄するべきではないか。 ・捕獲個体やねぐらに残した幼獣への影響が大きいので、ハープトラップは、かならず夜間複数回見回るべきだ（夕方設置して、見回りせずに朝方回収などということを絶対に行わないこと）。 ・捕獲した個体を持ち帰り飼育しないこと。 ・捕獲した個体を素手で扱わないこと。 ・冬眠中の個体を絶対に覚醒させないこと。 ・冬眠中の個体を絶対に捕獲しないこと。 	<p>捕獲調査については、実施しない予定としております。</p> <p>計画が変更となり、捕獲調査を実施する場合には、ご指摘いただきましたご意見に留意し、調査を実施いたします。</p>
30	<p>■27. P320 音声モニタリング調査の調査地点について</p> <p>バットディテクターによる音声モニタリング調査（飛翔高度調査）地点が 7か所のみであるが、その根拠を述べよ。「利用頻度を比較する」つもりならば、すべての風力発電機設置位置（50箇所）において日没前からの出まで自動録音調査するべきではないのか。</p>	<p>樹高棒による音声モニタリング調査の実施予定としており、林縁部を基本として地点選定を行った結果 7 地点といたしました。</p> <p>風車 50 基すべての地点で音声モニタリング調査を行うことは、予定をしておりません。</p> <p>風車予定位置については、コウモリの活発に活動する時間帯を考慮し、その時間帯に踏査調査を実施することといたしました。</p>
31	<p>■28. 音声モニタリング調査時間について</p> <p>音声モニタリング調査の調査時間の記載がない。日没 1 時間前から、日の出 1 時間後まで録音すること。</p>	<p>音声モニタリング調査の記録時間については、16 時から翌日 6 時を基本に設定することとしております。データ回収時に適宜時間設定をいたします。</p>
32	<p>■29. バットディテクターによる調査について</p> <p>バットディテクターの探知距離は短く、地上からでは高空、つまりプレードの回転範囲の音声はほとんど探知できない。よって準備書には使用するバットディテクターの探知距離とマイクの設置方向（上向きか下向か）を記載すること。</p> <p>なお「仕様に書いていない（ので分からない）」などと回答をする事業者がいたが、バットディテクターの探知距離は影響予測をする上で重要である。わからなければ自分でテストして調べること。</p>	<p>マイクの向きと共に実測した結果をまとめ、今後の図書に記載いたします。</p>
33	<p>■30. 重要種以外のコウモリ類について</p> <p>事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測や保全をしないようだが、「重要種以外のコウモリは死</p>	<p>現段階では、現地調査実施前であり、保全措置についても、検討の前段階であると考えてお</p>

	<p>んでも構わない」と思っているのか?日本の法律ではコウモリを殺すことは禁じられているはずだが、本事業者は「重要種以外のコウモリ」について、保全措置をとらずに殺すつもりか?</p>	<p>ります。</p> <p>いただきましたご意見も参考にし、また、専門家からの助言からを踏まえ、実行可能な範囲で保全措置を検討してまいります。</p>
34 (表は前文のページの続き) は前文のページの続き)	<p>■31. バットストライクの予測は定量的に行うこと</p> <p>事業者が行う「音声モニタリング調査（自動録音バットディテクターによる調査）」は定量調査であり、予測手法（解析ソフト）もすでに実在する（例えば「WINDBAT」 http://www.techfak.fau.de/index.shtml）等。また、バードストライクの予測手法も応用可能だ。</p> <p>よって、バットストライクの予測を「定量的に行うこと。」</p>	<p>いただきましたご意見を参考に、解析についても定量的となるよう実施してまいります。</p>
35	<p>■32. 「バットストライクに係る予測手法」について経済産業大臣に技術的な助言を求ること</p> <p>「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを行えるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が散見される。事業者がヒアリングするコウモリ類の専門家について、仮に「地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関しては、必ずしも適切なアドバイスができるとは限らない。また、残念ながら国内においてバットストライクの予測に関して具体的な指針は策定されていない。</p> <p>よって、仮に事業者が「国内ではバットストライクの予測について標準化された手法は公表されていない」、「国内ではコウモリ類の定量的予測は困難」と主張する場合は、環境影響評価法第十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求める。</p>	<p>コウモリ類の専門家については、適切な調査・予測及び評価について、信頼のおけるご助言いただける方にお願いしております。</p> <p>なお、ご助言を頂いた専門家は国内及び国外の知見を有していると認識しております。</p>
36	<p>■33. 月2回程度の死骸探索調査など信用できないコウモリの死骸はスカンベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている*。仮に月2回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、信用できない。</p> <p>*平成28年度～平成29年度成果報告書風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実証事業 環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握Ⅰ報告書)P213. NEDO, 2018.</p>	<p>現地調査実施前であり、現段階では事後調査について検討しておりません。現地調査結果を踏まえ、適切に予測及び評価を行った結果、事後調査を実施する場合にはご指摘頂いたご意見についても、留意いたします。</p>
37	<p>■34. 事後調査はナセルに自動録音バットディテクターを設置し周年調査すること</p> <p>事後調査は、毎週1回の死骸探索調査のほかに、ナセルに自動録音バットディテクターを取り付け、ブレードの回転範囲におけるコウモリ類の活動量を周年調査すること。</p>	<p>現地調査実施前であり、現段階では事後調査について検討しておりません。現地調査結果を踏まえ、適切に予測及び評価を行った結果、事後調査を実施する場合にはご指摘頂いたご意見についても、留意いたします。</p>
38	<p>■35. 意見は要約しないこと</p> <p>意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。事業者見解には、意見書を全文公開すること。</p>	<p>いただきましたご意見につきましては、要約せず意見書の内容を全文公開いたします。</p>

(意見書 3)

No.	意見	事業者の見解
39	<p>貴社が総覧している「(仮称)えりも岬風力発電所」事業に係る環境影響評価方法書について、希少鳥類保護の視点から下記のように意見を述べさせていただきます。</p> <p>●全体について 貴社が設定する対象事業実施区域（以下、計画地という）に風力発電施設（以下、風車という）を建設すると、設置に係る工事中の騒音や人の出入りおよび供用後にシマフクロウ、クマクカ、オオワシ、オジロワシ、タンチョウ等の希少種の生息地放棄やバードストライクなどが発生し、その生息および繁殖に影響を与える恐れがあることから、計画地の位置を根本的に見直す必要がある。</p>	<p>いただきましたご意見も参考にし、希少猛禽類、タンチョウ等についても、適切に調査を実施し、予測及び評価を実施し、影響については回避及び極力低減できるよう事業を計画してまいります。</p>
40	<p>●第3章について ○3.1-27 (56) ページ</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施想定区域（以下、想定区域という）のメッセには環境省のセンシティビティマップにおける注意喚起レベルBおよびA3に該当するものが含まれる。予防原則の観点から考えて、環境省が示すような鳥類の脆弱性が高いエリアを計画地として選定すべきではなかった。 	<p>環境省のセンシティビティマップが該当していることを念頭に、現地調査を実施し、現地の状況の把握に努め、その結果を基に予測評価を行ってまいります。</p>
41	<ul style="list-style-type: none"> 渡り鳥について、環境省のセンシティビティマップでは日中、夜間ともに計画地の上空を通過するルートは確認されなかつたとあるが、それは単にそのようなデータがとられていないだけで、渡りルートがないと断言できるものではない。計画地周辺の地形等から考えると多くの渡り鳥が飛来、通過する可能性があるため、十分な事前調査を行ったうえで、渡りルートを遮断しないような計画地の配置を行う必要がある。 	<p>専門家からのご意見も踏まえ、渡り鳥の調査がなされていない地域と認識しております。 現地調査においては、渡りのルートの有無について把握できるよう実施してまいります。</p>
42	<p>●第4章について ○4.3-36 (226) ページ</p> <ul style="list-style-type: none"> 想定区域を可能な限りIBAおよびKBAから除外したため、現段階では重大な影響が回避、提言されていると評価している。しかし、隣接または近接していることで風車建設による悪影響（野生動植物、騒音、振動等）がIBAおよびKBAに及ぶ可能性があることから、IBAおよびKBAから適切な離隔距離をもって計画地を配置すべきである。適切な離隔距離については、IBAを指定した（公財）日本野鳥の会を含めて検討すること。 	<p>いただきましたご意見も参考にし、現地調査の結果、専門家の助言等を踏まえ、配置計画も検討してまいります。</p>
43	<p>●第6章について ○6.2-38 (320)～6.2-39 (321) ページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ポイントセンサス法による調査について、1地点あたりで出現鳥種が飽和するまでの回数（通常4～5回）を調査すべきである。 	<p>いただきましたご意見も参考にし、現地調査については検討してまいります。</p>
44	<ul style="list-style-type: none"> ポイントセンサス法による調査について、このように開けた環境では周囲半径50mおよびその範囲外でも確認された鳥類を記録すること。 	<p>いただきましたご意見も参考にし、現地調査については検討してまいります。</p>
45	<ul style="list-style-type: none"> 渡り鳥調査について、日の出前後および日没前後だけでなく、日中も調査を行うこと。渡り鳥が通過する時間は場所によって大きく違う（例；愛媛県瀬戸町のハチクマは9月下旬の10～13時頃がピーク）ためである。 	<p>渡り鳥調査については、日の出前後から日没前後までとし、日中も含め調査を実施する予定です。</p>

(表は次のページに続く)

(表は前のページの続き)

46	<ul style="list-style-type: none"> 渡り鳥調査について、夜間はレーダー調査を実施し、計画地周辺の渡りの実態把握に努めること。襟裳岬周辺には多くの鳥類の重要な渡りルートが存在する可能性があるが、スズメ目やカモ科の鳥類は夜間にも渡りをすることが知られているためである。 	レーダーを用いた調査は現時点では予定をしておりません。必要に応じて IC レコーダーによる録音記録を用いる予定としております。
47	<ul style="list-style-type: none"> 渡り鳥調査について、気象条件によって渡りルートや高度が変わるため、調査日数を増やし、できる限り多くの条件下で調査を実施し、計画地周辺の渡りの実態解明に努めること。 	いただきましたご意見も参考にし、現地調査を実施してまいります。
48	<ul style="list-style-type: none"> 希少猛禽類調査について、高性能のレーザー距離計を使用するなどして 3 次元的な正確な飛翔図を作成すること。 	いただきましたご意見も参考にし、レーザー距離計の使用の検討も行ってまいります。
49	<ul style="list-style-type: none"> 希少猛禽類調査について、月に 3 日程度の調査では計画地の詳細な利用状況を把握できないので、月に 6~8 日程度など調査の頻度を増やすべきである。 	他の鳥類の調査や渡り鳥調査については、同日に行わない予定としており、希少猛禽類調査以外で確認された場合には、記録を行うこととして実施いたします。
50	<ul style="list-style-type: none"> 計画地周辺にはタンチョウおよびシマクロウが繁殖している可能性がある。そのため、専門家にヒアリングを行って適切な調査方法によって生息状況を把握するとともに、これらの生息に影響を与えないように配慮して調査を実施すること。 	方法書に記載のとおり、専門家へのヒアリングを実施しております。なお、調査方法等については、ご指導いただいた内容を反映しております。
51	○6.2-57 (339) ページ <ul style="list-style-type: none"> 図 6.2-4 (12-1) について、場合により営巣適地環境の推定、採餌環境のポテンシャルマップを作成し予測を行う、とあるが、これは場合によりではなく、確実に実施すること。また、ポテンシャルの高い営巣適地や採餌環境は計画地から除外すること。 	現地調査の結果等を踏まえ、営巣適地環境の推定、採餌環境のポテンシャルマップを作成し、予測及び評価を行います。また、その結果、影響が大きな場合等は、影響の回避及び極力低減できるように、実行可能な範囲で保全措置を検討してまいります。
52	○6-2.59 (341) ページ <ul style="list-style-type: none"> 図 6.2-4 (13) について、年間予測衝突数を 0.000000 から 0.100000 までを 5 段階に分けていが、どのような理由でこのように 5 段階に分けたのか、また、それぞれの段階における鳥類への影響の重みについて説明すること。 	該当のページについては、参考としてお示ししております。5 段階が確定しているわけではありません。年間予測衝突数の高いと判断されるメッシュにおいては、影響の回避及び極力低減となるよう、実行可能な範囲で保全措置を検討してまいります。

(意見書 4)

No.	意見	事業者の見解
53	<p>1. 騒音、低周波音及び超低周波音による影響</p> <p>事業実施想定区域の区域内及び周囲には住宅等が分布することから、環境影響評価はもちろん、「えりも町再生可能エネルギー発電設備に関するガイドライン」(令和元年 11 月 1 日制定) に記載される安全対策、環境保全等の考え方を踏まえて詳細な事業計画を検討してまいります。検討の過程では、適宜えりも町との協議を行います。</p> <p>また、住宅や環境保全についての配慮が特に必要な施設である、学校・医療機関・福祉施設などが点在している事から、最新の知見等の情報に基づいた確実な方法により調査、予測を実施して、影響の回避を必ず行うべきである。今後、完成し稼働するようがあるならば、1 年間に 4 回以上のヒアリング調査を、全ての住民に必ず行うと同時に、健康調査を行い調査結果が様々な悪影響を与えていると認められた場合、風力発電事業を即刻中止すべきである。</p>	<p>「えりも町再生可能エネルギー発電設備に関するガイドライン」(令和元年 11 月 1 日制定) に記載される安全対策、環境保全等の考え方を踏まえて詳細な事業計画を検討してまいります。検討の過程では、適宜えりも町との協議を行います。</p> <p>また、住宅や環境保全についての配慮が特に必要な施設に関しては、方法書第 6 章に記載したとおり、騒音等の項目に関して環境影響評価を行います。</p> <p>稼働後には、対象事業実施区域の近隣において現地事務所を設置する予定であり、施設の管理だけでなく、住民の意見を受け付ける窓口となります。仮に住民から風力発電所に対する苦情を受け付けた場合には、その状況を確認し、風力発電機の稼働が健康被害等の悪影響を与えたと認められた場合には、その状況に即した</p>

(表は次のページに続く)

		対策を検討します。
54 (表は前回のページに記載)	2. 事故による影響 経済産業省の事故報告書では、2013年4月7日に発生した、ウインドパーク笠取発電所CK-19号機風車の事故報告書に見る様に、事故によりブレード破片が約370m以上飛散していることなどを鑑みて、住宅等に被害を与える恐れのない離隔距離を確保しなければならない。また事故による部品やオイル等の飛散も考えられ、自然環境に悪影響を与える恐れがあることから、落雷・火災等による明確な計画を立てるべきである。	<p>風力発電設備に関して、昨今では、より厳しい技術基準を満たす必要があります。例えば「落雷への対策としての最新の規格に基づく避雷設備の設置」「風車タワーと基礎構造物との定着物に使用する材料の強度の確保」「台風等の風にも耐えられる設計」が要求されます。</p> <p>また、日本電気協会が定める「風力発電施設の定期点検指針」に基づき安全点検も義務付けられています。</p> <p>今後も最新の技術基準の動向を注視し、御指摘のように安全面を十分に考慮した計画いたします。</p>
55	3. 動植物への影響 えりも町管内においては、ガン・カモ・ハクチョウ類の渡来やオジロワシ・オオワシの越冬も確認されている。また、ハヤブサ・オオタカ・タマタカの生息も確認されており、EADAS の鳥類の渡りルートでも確認できる貴重な場所である。また、哺乳類においては、絶滅危惧類であるニホンアシカ、ゼニガタアザラシ、トドの生息地であり、さらに鳥類においては、絶滅危惧類であるチシマウガラスをはじめ258種の野鳥が確認されていることから、風力発電施設による直接的な影響、行動の変化による影響も含め影響評価をすべきであり、生物が利用する可能性の高い環境と生息地を重視し、環境影響評価を実施するべきである。	いただきましたご意見も参考に、適切に調査、予測及び評価を実施し、影響については回避及び極力低減できるよう事業を計画してまいります。
56	4. 漁業補償及び協議会 環境省では、えりも岬やその周辺の沿岸域を生物多様性の観点や、海洋の生物多様性の保全と持続可能な利用の推進に資することを目的に、重要度の高い海域として抽出されている。国際的にも国内においても海洋環境の保全を進めることができ強く求められている事からも、風力発電施設建設後、海洋生物等に影響が出た場合を考え、えりも漁業組合等の関係機関と予め漁業補償などの協定を組むことを望む。また、調査結果の評価は、環境影響評価だけでなく、野鳥保護団体や地元の団体・観光関係者・地元自治体などを含めた開かれた協議会の場で行うべきである。	<p>本事業については陸上における風力発電事業であり、海域に直接影響を及ぼすものではありませんが、工事中に発生する濁水に関して、沈砂池の設置等の環境保全措置を講じて近傍の河川への濁水流入防止に努めることで、海域へ間接的に影響を及ぼさないよう配慮します。また、歌別川は水産資源保護法に基づく保護水面に指定されていることから、事業の実施に限らず、調査の実施においても関係機関との協議を行う予定です。</p> <p>評価については、環境影響評価の知見のある委託先に対して既知の科学的知見を基に対応するよう指示し、適切に対応します。評価に当たっては、適宜有識者等への意見照会を行う予定であり、別途協議会を設置することは現時点で想定しておりません。なお、調査結果については環境影響評価における説明会においてご説明する予定です。説明会の周知に関しては、新聞による公告以外の媒体の利用も検討し、可能な限り多くの方にご参加いただけるよう配慮します。</p>
57	5. 国立公園化 えりも町は、環境省が2010年に国立公園の指定候補地とし評価を行い、国立公園の指定推進を図るために、2015年観光協会での国立公園化に向けた活動を行う決議がなされた。同年6月に開催された自民党移動政調会においても観光協会から要望が出されるなど、国立公園化に向けた活動を行っている。太古からの自然環境や景観を損なわないためにも、また、環境保全や環境保護を考えても巨大かつ多数の風力発電施設を建設することは止めるべきである。	国立公園化に向けた活動の動向について、関係機関に状況を確認しながら、事業計画を策定いたします。

(表は前のページの続き)

58	<p>6. 文化遺産・景観破壊</p> <p>えりも町には、江戸幕府の公金で開削された蝦夷地最初の山道の一つである猿留山道があり、2009年6月えりも町文化財に指定されている。事業実施想定区域内を通り山道にたどり着くが、町内外から多くの参加者が猿留山道を歩き、日高南部の自然と歴史を楽しんでいるところもある。よって巨大かつ多数の風力発電施設の建設は、景観の破壊につながり、直接山道にかかっていなくても、周遊ルートにも影響が出ることが考えられる事から、文化遺産を守るべく慎重な調査をすべきである。</p>	<p>猿留山道に関しては、対象事業実施区域からの離隔も大きく直接改変もない計画ですが、人と自然とのふれあいの活動の場として認識しております。当該地点については、その利用実態を把握したうえで環境影響を評価します。</p> <p>また、適宜えりも町と協議を行い、文化遺産としての価値を損なわないよう配慮します。</p>
59	<p>7. 累積的影響の評価</p> <p>えりも町内で、現在進められている他の風車事業との累積的影響を評価すべきである。</p>	<p>累積的な影響の検討に関して、適宜他事業者との協議を行い、予測に必要な情報を入手したうえで環境影響評価を行うよう努めます。ただし、現段階では他事業者の計画が確定していないことから、評価書作成段階までに他事業者の計画が確定した場合は、他事業者の計画を加味して評価いたします。</p>
60	<p>8. 以上のことから、この計画は地域住民やこの地域の自然景観や自然環境を愛する多くの人々に十分な説明を行っておらず、住民参加・合意形成をじっくり計って進める姿勢が取られているとは言い難い。今後計画を進めるに当たってはより一層の住民参加・合意形成を計る努力を行うことが必要であり、もしその意思がないのであれば計画は撤回すべきである。</p>	<p>ご指摘のとおり、事業の実施に当たっては地元の理解が重要と考えており、事業について合意形成を図るよう努力していきます。</p> <p>現時点では事業計画の早期段階であり、準備書に向けて取り付け道路を含む造成計画を詳細に検討していく段階です。現時点では方法書に記載した以上の計画を提示することができないことから、今後、計画の熟度が高まった段階で地元に説明することで、ご理解が得られるよう努めます。</p>

(意見書 5)

No.	意見	事業者の見解
61	<p>令和元年10月31日午後6時30分からと午後6時からと2回説明がありました。一般町民の声が聞きたくて2回とも出席して見ました。環境影響評価について十分満足がいく親切な説明がありました。会社は平成11年7月26日設立して20年経験しており、全国223基の風力発電の開発と運営の実績もあり社員約200名も在籍しているので充分な知識と経験と信用もあって地域の環境も充分調査しているので風力発電の設立と運営にも充分町民に答えることができる会社であると判断しております。従ってなるべく早期に着工して完成させ町民にも若い人達にも明るい夢と希望を与えてほしいと思います。</p>	<p>説明会にご来場頂きありがとうございます。</p> <p>本事業について、弊社のこれまでの経験と知見を活かして町の活性化に貢献する事業となるよう努力して参ります。</p> <p>事業に対する印象は町内の皆様の中でも様々であり、今回好意的なご意見を頂戴してはおりますが、慢心することなく、今後も町の皆様に対して事業を理解していただけるように努力していきたいと考えています。</p>

○日刊新聞紙における公告

北海道新聞（札幌本社版）（令和元年 10 月 17 日（木））

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)えりも岬風力発電所環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催します。	お知らせ
一、事業者の名称	日本風力開発株式会社
二、代表者の氏名	代表取締役 塚脇 正幸
三、事業所の所在地	東京都千代田区内幸町一丁目一番六号 (仮称)えりも岬風力発電所
四、対象事業の名称	風力発電所設置事業
五、対象事業実施区域	発電設備出力 最大十五万キロワット
六、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲	北海道幌泉郡えりも町
七、縦覧の場所・時間	北海道口高振興局保健環境部環境生活課 えりも町役場企画課
八、住民説明会の開催を予定する日時及び場所	※いすれも、土・日・祝日を除く開庁時 http://www.jwd.co.jp/erimomisaki/ 令和元年十月十七日（木）から 令和元年十一月十八日（月）まで
九、電子縦覧	（北海道幌泉郡えりも町字本町二五七番地） えりも町福祉センター （北海道幌泉郡えりも町字本町二五七番地） 開催日時 十月三十一日（木） 一、十二時三十分から 二、十八時〇〇分から
十、意見書の提出	環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、令和元年十二月一日（月）までに縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函ください。左記の問い合わせ先へご郵送ください（当該消印有効）。
十一、問い合わせ先	日本風力開発株式会社 〒100-0011 東京都千代田区内幸町一丁目一番六号 NTT日本ビル九階 電話 03(3251)9481 (担当)長谷川、鈴木

○えりも町広報誌への折り込みチラシ（縦覧及び住民説明会の開催について）

えりも町広報誌 10月号（令和元年 10月 2日（水））への折り込み広告

えりも町民の皆様方へ

「(仮称) えりも岬風力発電所 環境影響評価方法書」
縦覧及び住民説明会開催のお知らせ

日本風力開発株式会社

このたび弊社が計画しております、「(仮称) えりも岬風力発電所」について、環境影響評価法に基づき、環境影響評価方法書を作成いたしました。

つきましては、環境の保全の見地からの意見を求めるにあたり、下記のとおり方法書の縦覧及び住民説明会を開催いたしますのでお知らせいたします。

記

1、事業者の名称 : 日本風力開発株式会社
代表者の氏名 : 代表取締役 塚脇 正幸
事務所の所在地 : 東京都千代田区内幸町一丁目1番6号

2、第一種事業の名称 : (仮称) えりも岬風力発電所
種類 : 風力発電所設置事業
規模 : 最大15万キロワット

3、対象事業実施区域 : 北海道幌泉郡えりも町

4、縦覧の場所・時間 : えりも町役場 企画課（2階）
: 北海道日高振興局保健環境部環境生活課
期 間 : 令和元年10月17日（木）から令和元年11月18日（月）
時 間 : 午前9時～午後5時まで（いずれも、土・日・祝日を除く開庁時）
※電子縦覧は下記のウェブページで実施いたします。

<http://www.jwd.co.jp/erimomisaki/>

5、住民説明会の開催を予定する日時及び場所
場 所 : えりも町福祉センター
(北海道幌泉郡えりも町字本町357番地)
日 付 : 令和元年10月31日（木）
時 間 : ①13時30分～ ②18時00分～

6、意見書の提出 :

計画段階環境方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函ください。令和元年12月2日（月）までに問い合わせ先へ郵送ください（当日消印有効）。

【問い合わせ先】

〒100-0011

東京都千代田区内幸町一丁目1番6号 NTT 日比谷ビル9階

日本風力開発株式会社 開発本部

電話 03（3519）7481 （担当）長谷川、鈴木

○インターネットによる「お知らせ」

(日本風力開発株式会社 環境影響評価ウェブサイト)

The screenshot shows the homepage of the Japan Wind Development Co., Ltd. website. The header features the company logo "JWD Energy for Tomorrow" and the text "日本風力開発株式会社". A large banner image of a wind turbine with the text "電子縦覧" (Electronic Vertical View) overlaid is prominently displayed. The left sidebar contains links for "企業情報" (Company Information), "事業案内" (Business Overview), "当社が開発した発電所" (Power Plants Developed by the Company), "風力発電について" (About Wind Power), "お知らせ" (Announcements), and "よくあるご質問" (Frequently Asked Questions). The main content area displays an announcement titled "「(仮称)えりも岬風力発電所環境影響評価方法書」の公告縦覧について" (Announcement of the vertical view of the environmental impact assessment methodology for the (tentative name) Erimo Cape Wind Power Plant). It includes the date "2019年10月17日" (October 17, 2019) and the company name "日本風力開発株式会社". Below this, there is a section titled "縦覧について" (About the vertical view) which details the viewing period from October 17 to November 18, 2019, and the viewing location at the "北島町役場 企画課" (Kitaishi Town Hall, Planning Department) and "えりも町役場 企画課" (Erimo Town Hall, Planning Department). Further sections include "意見書の提出について" (How to submit a comment book), "意見書提出方法" (Method of submitting a comment book), "意見募集期間" (Period for collecting comments), "意見書様式" (Format of the comment book), "方法書の内容" (Content of the methodology book), and a detailed list of methodology chapters with PDF download links.

電子縦覧

「(仮称)えりも岬風力発電所環境影響評価方法書」の公告縦覧について

2019年10月17日
日本風力開発株式会社

環境影響評価法第5条の1に基づき、(仮称)えりも岬風力発電所環境影響評価方法書（以下「方法書」という）及び同方法書の要約書（以下「要約書」という）を作成しましたので、同法第7条の規定に基づき公告します。

縦覧について

縦覧期間： 令和元年10月17日（木）から11月18日（月）
土・日・祝日を除く閑時

縦覧場所：
・北島町役場 企画課
・えりも町役場 企画課

意見書の提出について

意見書提出方法： 縦覧場所に設置の意見箱へ投函いただくか、下記問い合わせ先へご郵送ください

意見募集期間： 令和元年10月17日（木）から12月2日（月）

意見書様式： ご意見用紙のダウンロードはこちら

方法書の内容

第0章 表紙と目次 [PDF](#)

第1章 事業者の名称等 [PDF](#)

第2章 対象事業の目的及び内容 [PDF](#)

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の状況
3.1 自然的状況 [PDF](#)
3.2 社会的状況 [PDF](#)

第4章 計画段階毎に想定ごとの調査、予測及び評価の結果 [PDF](#)

第5章 計画書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解 [PDF](#)

第6章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 [PDF](#)

第7章 その他各都道府県で定める事項 [PDF](#)

第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及びまたる事務所の所在地 [PDF](#)

参考資料 [PDF](#)

方法書（要約書） [PDF](#)

方法書の内容

第0章 表紙と目次 [PDF](#)

第1章 事業者の名称等 [PDF](#)

第2章 対象事業の目的及び内容 [PDF](#)

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

 3.1 自然的状況 [PDF](#)

 3.2 社会的状況 [PDF](#)

第4章 村内段階配架事項ごとの調査、予測及び経路の結果 [PDF](#)

第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解 [PDF](#)

第6章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 [PDF](#)

第7章 その他環境省令で定める事項 [PDF](#)

第8章 環境影響評価方法書を発行した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 [PDF](#)

参考資料 [PDF](#)

方法書（要約書） [PDF](#)

ご意見用紙のダウンロードはこちら

お問い合わせ先

日本風力開発株式会社
相　当：長谷川
住　所：〒100-0011 東京都千代田区麹町1-1-6 NTT日比谷ビル9F
電　話：03-3519-7481
営業時間：平日9時30分～17時30分

注意事項

※なお、印刷及びダウンロードはできません。

・ 方法書の著作権は事業者等が所有しています。

・ 「転載のための複数」や「引用」など、著作権上認められた場合を除き、無断で複製、販売、貸与、利用、他のホームページへの掲載等を行うことは、著作権法違反に該当する場合がありますのでご注意ください。

※本方法書及び要約書は、Internet Explorer及びAdobe Acrobat製品(正規品)でのみウェブ上で閲覧可能となっておりますので、ご注意願います。

※PDFファイルをウェブ上で表示せず、自動的に一時ファイルにダウンロードして表示する設定になっている場合は、次の操作で変更可能です。

- ①Internet Explorerを開き、「ツール」「アドオンの管理」を選択します。
- ②「アドオンの種類」で、「ツールバー」と「拡張機能」を選択します。
- ③表示メニューの「すべてのアドオン」を選択します。
- ④アドオンのリストで、「Adobe PDF Reader」を選択します。
- ⑤「有効にする」をクリックすると、Internet ExplorerでPDFを開くためのアドオンとしてAdobe PDF Readerが設定されます。



イオス
エンジニアリング&
サービス株式会社



みんなで育てる
再生可能エネルギー
再生可能エネルギーの国際標準規範



クリーンエネルギー・パートナーシップ
Green Energy Partnership



イオス
エネジーマネジメント
株式会社



みんなでシェアして
低炭素社会へ



そらべあ
グリーン電力証券

Japanese
English

✉ お問い合わせ

[個人情報保護](#) | [サイトマップ](#)

Copyright(C) Japan Wind Development Co., Ltd. All Rights Reserved

(北海道庁のウェブサイト)

 北海道

個人情報等を入力するページは
暗号化通信（SSL）により、保護しています。

サイト内検索 : Google フルスクリーン検索 検索

ホーム 観光 くらし・医療・福祉 環境・まちづくり 教育・文化 産業・経済 行政・政策・税

ホーム > 環境生活部 > 環境局環境政策課 > 5-1-1_案件個票_法52_（仮称）えりも岬風力発電所

音声で読み上げる 

いいね! 0 ツイート

最終更新日：2019年10月17日（木）

法52：（仮称）えりも岬風力発電所

事業名	（仮称）えりも岬風力発電所	
事業者	日本風力開発株式会社	
事業の種類	風力発電所	
事業の規模	最大150,000kW	
事業実施区域	幌泉郡えりも町	
関係市町村	えりも町	
配慮書	公表日	平成31年3月6日
	縦覧期間	平成31年3月6日～平成31年4月5日
	縦覧場所	えりも町役場企画課 北海道立高振興局保健環境部環境生活課
	インターネットによる公表	事業者ウェブサイト
	説明会	
	一般意見提出期限	平成31年4月5日
	知事意見	平成31年4月25日 知事意見はこちら
方法書	公告日	令和元年(2019年)10月17日
	縦覧期間	令和元年(2019年)10月17日～令和元年(2019年)11月18日
	縦覧場所	えりも町役場企画課 北海道立高振興局保健環境部環境生活課
	インターネットによる公表	事業者ウェブサイト
	説明会	令和元年(2019年)10月31日 (1)13:30～(2)18:00～ えりも町福祉センター
	一般意見提出期限	令和元年(2019年)12月2日
	知事意見	
準備書	公告日	
	縦覧期間	
	縦覧場所	
	インターネットによる公表	
	説明会	
	一般意見提出期限	
	公聴会	
評価書	知事意見	
	公告日	
	縦覧期間	
	縦覧場所	
インターネットによる公表		

[別紙 2-2(2)]

関係市町村	えりも町
配慮書	公表日 平成31年3月6日
	縦覧期間 平成31年3月6日～平成31年4月5日
	縦覧場所 えりも町役場企画課 北海道立高振興局保健環境部環境生活課
	インターネットによる公表 事業者ウェブサイト
	説明会
	一般意見提出期限 平成31年4月5日
	知事意見 平成31年4月25日 知事意見はこちら
方法書	公告日 令和元年(2019年)10月17日
	縦覧期間 令和元年(2019年)10月17日～令和元年(2019年)11月18日
	縦覧場所 えりも町役場企画課 北海道立高振興局保健環境部環境生活課
	インターネットによる公表 事業者ウェブサイト
	説明会 令和元年(2019年)10月31日 (1)13:30～(2)18:00～ えりも町福祉センター
	一般意見提出期限 令和元年(2019年)12月2日
	知事意見
準備書	公告日
	縦覧期間
	縦覧場所
	インターネットによる公表
	説明会
	一般意見提出期限
	公聽会
評価書	知事意見
	公告日
	縦覧期間
	縦覧場所
事後調査報告書	インターネットによる公表
	公表日
	公表方法等

このページに掲載するPDFファイルを閲覧・印刷するには、Adobe Reader（アドビ・リーダー）というソフトウェアが必要です。

このソフトウェアは、無料でインターネット上からダウンロードすることができます。ダウンロードする場合は下記のリンクをクリックしてください。



[いいね！0](#) [ツイート](#)

お問合せページ等、個人情報を入力するページは暗号化通信（SSL）により、保護しています。

[お問い合わせ](#)

[庁舎のご案内](#) | [リポートの方針](#) | [リンクについて](#) | [個人情報の取扱いについて](#) | [著作権について](#)

北海道 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話番号 011-231-4111 (大代表) 法人番号 7000020010006 [電話番号一覧]

一般的な業務時間 8時45分～17時30分 (土日祝日および12月29日～1月3日はお休み)

(c)2019 HOKKAIDO GOVERNMENT ALL RIGHTS RESERVED.

○ご意見記入用紙

「(仮称)えりも岬風力発電所 環境影響評価方法書」

閲覧及びご意見用紙

ご住所

二、氏名

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの場合は、ご記入願います。

注1：本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取扱います。

2: この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A4サイズ）の用紙をお使い下さい。